

# ジュクドク！ 看護政策 No.5

都道府県看護協会会長様・政策情報ご担当者様

日本看護協会 政策企画部

2010年4月7日



## 特養の介護職員による吸引・経管栄養を特例として容認 — 看護職員との密接な連携により、安全安心なケア提供を —

平成22年4月1日付で、厚生労働省医政局長通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」が発出されました。

これにより、施設内の医療安全体制の整備や、ケアに携わる看護職員・介護職員への研修実施など、一定の条件を満たした特別養護老人ホーム（以下特養）においては、介護職員による口腔内吸引および経管栄養の実施が特例として容認されます。

### ■ 「違法性阻却」の考えに基づき、介護職員による口腔内吸引等を容認

厚生労働省に設置された「特養における看護職員と介護職員の連携によるケアのあり方検討会」（本会齋藤訓子常任理事が委員として出席）が、平成21年2月より、特養入所者の重度化に対応し、安全にケアを実施する方策について検討してきました。この度まとまった報告書では、特養で実施頻度の高い「口腔内の吸引」と、「胃ろうによる経管栄養」（チューブ接続などは看護職員が行う）に限り、研修を受けた介護職員が、医師や看護職員との連携の下であれば実施可能とされました。

吸引や経管栄養は「医療行為」であることに変わりはなく、医療職による指示・判断が必要です。今回の特養の場合は、在宅ALS患者に対して家族以外の者が吸引を行う場合や、特別支援学校の教員が吸引を行う場合と同様に、一定の条件を満たせば「違法性が阻却される」という考えにもとづき、特例として容認するというものです。

### ■ 看護職員が主導して特養の連携体制・医療安全体制の整備を！

特養の介護職員が口腔内吸引や胃ろうのケアに携わるためには、まず施設内で指導的立場にあたる看護師が、必要な研修を受講することが必要です。研修を受講した看護師が、能力や経験をふまえ施設内で承認された介護職員に対し研修・指導（14時間程度）を行います。実際の吸引等の実施においては、医師や看護職員のアセスメントのもと、安全に実施できると判断された場合に限り、必要な研修を受講した介護職員が看護職員の具体的指示の下で実施するというしくみになっています。

また、施設としての医療安全管理体制も厳しく求められます。安全管理の委員会設置やマニュアル整備とともに、「施設内の体制整備に看護職員が関与すること」も要件として示されています。今回の特養の介護職員による口腔内吸引等の実施は、看護職員と介護職員の密接な連携体制と、しっかりとした医療安全体制の確立が不可欠です。

看護職員が主導的な役割を果たし、毎日の安全・安心なケア提供が確保されるよう、都道府県下の特養看護職員への支援・情報提供をよろしく願いいたします。

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 政策企画部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8804 FAX：03-5778-8478

Eメール seisaku@nurse.or.jp ホームページ <http://www.nurse.or.jp/>